



富監査第 28 号
平成22年8月17日

富士見市長 星野信吾様

富士見市監査委員 細田福三

富士見市監査委員 梶兼三

平成22年度（21年度決算分）財政健全化審査意見書
地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、審査に付された平成22年度健全化判断比率について審査したので、下記のとおり提出します。

記

1 審査の対象

平成21年度決算に係る健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類。

2 実施の期間

平成22年7月26日から8月10日まで

3 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として関係資料の提出を求め担当職員から説明を聴取して実施した。

4 審査の結果

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

単位：(%)

	健全化判断比率		早期健全化基準	財政再生基準
	平成 21 年度	平成 22 年度		
①実質赤字比率	—	—	12.58	20.00
②連結実質赤字比率	—	—	17.58	40.00
③実質公債費比率	8.3	8.8	25.0	35.0
④将来負担比率	59.5	53.9	350.0	

※ 健全化判断比率のうちの①実質赤字比率及び②連結実質赤字比率については、黒字であることから「—」表示となっている。

参考：平成 22 年度 ①実質赤字比率 -5.36% ②連結実質赤字比率 -17.02%
 平成 21 年度 ①実質赤字比率 -6.32% ②連結実質赤字比率 -20.20%

※ 健全化判断比率のうちのいずれかが早期健全化基準以上となった場合には、財政健全化計画を定めなければならないこととなっている。

※ 健全化判断比率のうちの実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のいずれかが財政再生基準以上となった場合には、財政再生計画を定めなければならないこととなっている。



富監査第 29 号
平成22年8月17日

富士見市長 星野信吾様

富士見市監査委員 細田福三

富士見市監査委員 梶兼三

平成22年度（21年度決算分）公営企業会計経営健全化審査意見書
地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、審査に付された公営企業会計（水道事業会計及び下水道会計）の平成22年度資金不足比率について審査したので、下記のとおり提出します。

記

- 1 審査の対象
資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類。
- 2 実施の期間
平成22年7月26日から8月10日まで
- 3 審査の概要
この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として関係資料の提出を求め担当職員から説明を聴取して実施した。
- 4 審査の結果
審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

水道事業会計

	比率名	平成21年度	平成22年度	経営健全化基準
①	資金不足比率	— (%)	— (%)	20.00 (%)

* 資金の不足額が生じなかったことにより、資金不足比率の算出には至らず。

下水道事業会計

	比率名	平成21年度	平成22年度	経営健全化基準
①	資金不足比率	— (%)	— (%)	20.00 (%)

* 資金の不足額が生じなかったことにより、資金不足比率算出に至らず。

* 公営企業の資金不足比率が、経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければならないこととなっている。